

平成22年3月

食料・農業・農村基本計画のポイント

まえがき

これまでの農政が、農業・農村が厳しい状況に直面している流れを変えられなかったことを率直に反省した上で、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付け、大幅な政策の転換を図る必要。

食料の安定供給は国家の最も基本的な責務として確保する必要。

また、農業・農村が有する多面的機能は、すべての国民がその恩恵を享受。他方、安価な輸入農産物の浸透や需要を上回る生産等により農産物価格が低迷するなど、個々の農業者の努力だけでは克服しがたい状況。このため、国民一人一人の理解と行動の下、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指す必要。

政府はこうした視点に立って、「食」と「地域」の早急な再生を図っていく。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- 過去の施策や課題を検証し、今後取り組むべき施策の基本的方針を整理。

食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

1 再生産可能な経営を確保する政策への転換

- ・ 農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備し、再生産可能な農業経営の基盤を作る政策へ転換。

2 多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押しする政策への転換

- ・ 多様な用途・需要に対応しつつ生産を拡大する取組を後押しする政策へ転換。また、農業者の経営の多角化・高度化に向けた取組を促進するとともに、農業・農村の6次産業化を推進。

3 意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換

- ・ 農業者の創意工夫を活かしながら営農を継続・発展させることができるよう、現場の主体的判断を尊重した多様な努力・取組を支援する施策

を展開。

4 優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立

- ・ 農地転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進等により優良農地を確保しつつ、多様な農業者の確保、耕地利用率の向上を図る施策等により、農地を有効利用する政策を確立。また、必要な生産基盤の整備等を推進。

5 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化

- ・ 農山漁村対策として、新産業の育成、都市農村交流、集落機能の強化等を政府一体となって総合的に講じる政策へ転換。

6 安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立

- ・ 自給率向上に直接的な効果のある施策の優先度を高めつつ、食品産業の健全な発展、「後始末より未然防止」の考え方を基本とした食品の安全性の向上やフードチェーン管理の徹底等を通じて、食料の安定供給と食品の安全の確保を確立。

新たな潮流に対応した可能性の追求

- ・ 世界経済における新興国の台頭
- ・ 気候変動をはじめとする地球環境問題の進行
- ・ 国境を越えた移動の拡大と様々な不安要因の発生
- ・ 我が国経済の回復に向けた模索
- ・ 人々の価値観・ライフスタイルの多様化

政策改革の視点

- ・ 効果的・効率的で分かりやすい施策の展開
- ・ 施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開
- ・ 国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

新たな理念に基づく食料・農業・農村政策の一体的展開

以下の政策を基本に、第3に掲げる各般の施策を一体的に推進する政策体系を構築し、食料自給率50%の達成を目指す。

- ・ 戸別所得補償制度の導入
- ・ 「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換
- ・ 6次産業化による活力ある農山漁村の再生

第2 食料自給率の目標

- 世界の穀物等の需給はひっ迫した状態が継続しており、今後の農政によって、食料自給率を最大限向上させていくことは必要不可欠。
- 平成32年度の食料自給率目標は、国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、供給熱量ベースで50%（生産額ベースで70%）まで引き上げ。
- 上記目標を達成するため、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項及び克服すべき課題を明確化し、国民の理解を促進。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 食料・農業・農村をめぐる情勢変化への的確な対応や、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開。

食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全と消費者の信頼の確保

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や食品の安全性を向上。

GAPは高度な取組内容を含む共通基盤づくりの推進、HACCPは中小規模層でも低コストで導入できる手法の構築・普及、トレーサビリティは米穀等以外の飲食料品に対する義務付け等の検討を推進。

輸入食品の検査・監視体制の強化等による輸入食品の安全性の確保。

加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大。

さらに、リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係府省の連携の下、検討。

2 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

国産農産物の潜在的需要の掘り起こしや継続的な消費を喚起する国民運動、食育等を通じて、国産農産物の生産と国民の食生活の結び付きを強化。直売所の運営・販売力の強化や学校給食、外食・中食事業者など実需者との連携強化による地場農産物の利用拡大を推進。

3 食品産業の持続的な発展と新たな展開

フードチェーンにおける事業者間の連携した取組の推進や国内市場の活性化、海外展開による事業基盤の強化等に取り組む。食品産業全体の将来

展望や課題への対応方向等を明確化する方針を策定。

4 総合的な食料安全保障の確立

国内農業生産の増大を基本として国民に対する食料の安定供給を確保。また、食料の安定供給についての不安要因に対応するため、生産資材の確保対策を講じるとともに、輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化を実施。これに加え、流通・消費面を考慮した取組や、国際協力の推進、海外農業投資の支援等を内容とする総合的な食料安全保障を確立。

5 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

WTOドーハ・ラウンド農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の立場を最大限反映すべきことを念頭に置きながら取り組む。

EPA/FTAについては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む。

農業の持続的な発展に関する施策

1 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することが必要。このため、戸別所得補償制度を導入。

今後、規模、品質、環境保全等に応じた加算について、他の施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討。また、米以外の品目についても、制度のあり方や導入時期を検討。

2 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

生産・加工・販売の一体化、産地の戦略的取組の推進、輸出促進、生産資材費の縮減等を体系的に実施することにより、6次産業化等を推進し、新たな付加価値や人材を創出し、雇用と所得を確保し、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を実現。

3 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、規模拡大や経営の多角化等の経営改善を促す。その際、地域に定着・普及している認定農業者制度を活用。

また、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農や、地域の雇用創出に寄与している法人経営を育成・確保。

さらに、新たな人材の育成・確保や女性・高齢者の活動の促進、意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を推進。

4 優良農地の確保と有効利用の促進

農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度を検討。また、意欲ある多様な農業者への農地集積、耕作放棄地の再生・有効利用、農地情報の利活用を推進。

5 農業災害による損失の補てん

農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度を合理的に運営。

6 農作業安全対策の推進

行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、農作業安全対策を強化。

7 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

農業生産基盤整備については、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担っているが、より効率的・効果的に実施することが求められているため、施策体系や事業の仕組み等を抜本的に見直し。基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進など、農業生産基盤の保全管理と整備の新たな展開を推進。

8 持続可能な農業生産を支える取組の推進

農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理、冬期湛水管理など、環境保全効果の高い営農方式の導入を促進。有機農業については、有機農業推進法に基づく取組や有機JAS制度の活用等を通じ、生産・流通の更なる拡大を促進。

農村の振興に関する施策

1 農業・農村の6次産業化

農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進。

2 都市と農村の交流等

農村への新たな交流需要の創出、都市部を含む人材の確保・育成、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用等を推進。

3 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討。都市農業を守り、振興する取組を推進し、その機能や効果を十分に発揮。

4 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の継続実施と法律上の措置とすることを含めたあり方の検討、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現等を推進。

5 農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の将来像を明確化し、国と地方の役割分担による活性化施策の推進方向を示す農山漁村活性化ビジョンを、関係府省連携の下、策定。

食料・農業・農村に横断的に関係する施策

1 技術・環境政策等の総合的な推進

革新的技術の開発や産業化、低炭素型産業構造への転換等を実現するため、包括的な技術・環境戦略を策定し、研究開発から普及・産業化までの一貫支援、地球温暖化対策や生物多様性保全を含む地球環境問題への貢献、知的財産の保護・活用の取組を総合的・体系的に推進。

2 「農」を支える多様な連携軸の構築

農業を取り巻く多様な分野の様々な関係者が、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進するため、情報発信の強化や関係者のマッチングの充実、人材の確保、国民各層への理解、具体的行動の喚起等を推進。

団体の再編整備等に関する施策

- 団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、その効率的な再編整備を推進。

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の適切な役割分担の下、官民一体となって施策を総合的に推進。
- 国民の声の把握、科学的・客観的な分析、政策評価の適切な活用等により、国民視点に立った政策決定プロセスを実現。
- 施策の選択と集中的実施等を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用。